

第三十七号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第六条の五第一項中「（法第五十四条第二項第二号に掲げる書類にあつては、既に当該書類を提出している場合であつて、その内容に変更がないときには、その旨を記載した書類）」を削る。  
第十条第一項第三号中「及び」の下に「第五項並びに」を加える。

附 則

1 この条例は、令和三年六月九日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第六条の五第一項（同条例第六条の八において準用する場合を含む。）の規定は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（提案理由）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。